

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |                 |
|----|-----------------|
| 件名 | 放課後子どもひろば事業について |
|----|-----------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発）

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託、個人情報の電子計算機処理の委託、個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：生涯学習振興課）  
担当係 地域教育係 担当者 篠原 内線（6363）

## 事業の概要

|        |   |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
|--------|---|--------|----------------------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|-------------------------|
| 事業名    | 放課後子どもひろば事業   |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習振興課・福祉部子ども家庭課  |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 目的     | 学校施設を活用した子どもたちが自由に集い・遊び・考え、子ども同士の交流ができる安全な遊びと学びの場をつくり、身体能力・コミュニケーション能力・学ぶ意欲を育む。   |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 対象者    | 放課後子どもひろばを実施小学校に在籍する児童、又は特に必要と認められる児童（国私立小学校・近隣小学校児童等）で保護者が承諾し、事前に登録した者   |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 事業内容   | <p>文部科学省・厚生労働省連携による「放課後子どもプラン」の創設に伴い、新宿区は、新宿の子どもにとって必要な、放課後の子どもの居場所として「放課後子どもひろば」を開設する。</p> <p>小学校に平日放課後子どもの居場所をつくる。<br/>区と教育委員会が連携して事業を実施する。<br/>管理運営は、区が配置する管理責任者等の職員及び地域ボランティアにより実施する。<br/>従来の居場所づくり事業等、これまで実績のある地域の自主的な活動は、引き続き放課後子どもひろばの中で、地域の実情に合わせて協力して実施する。</p> <p><b>【実施方法】</b><br/>放課後子どもひろばは、スタッフの見守りによる児童の自主的な活動中心の居場所である。区は各学校に管理責任者・学び支援者・遊び支援者を配置する。管理運営は新宿区生涯学習財団（学童併設校の戸山小の遊び支援者および富久小学校は、学童クラブ受託業者）に委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設日時 月曜～金曜の平日（長期休業中等を含む）の放課後から最長午後6時まで<br/>季節により児童が安全に帰宅できる終了時間を各学校で設定</li> <li>・施設等 活動室兼事務室（受付・ランドセル置き場を含む）、学習室（図書室等）、校庭、体育館等</li> <li>・スタッフ 管理責任者1名・遊び支援者3名・学び支援者1名<br/>地域ボランティア</li> <li>・内容 遊び支援者3名は子どもたちの遊びの指導、行事、その他健全な育成、相談を支援する。学び支援者1名は管理責任者と協力しながら宿題等の学習を支援する。</li> <li>・連絡会 区は各学校に放課後子どもひろば連絡会を設置する。連絡会は事業内容等について連絡調整する。</li> </ul> <p><b>【実施年度】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>モデル校6校による実施・検証、4月準備、6月事業開始</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>6小学校で開設 12校で実施</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>6小学校で開設 18校で実施</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>6小学校で開設 24校で実施</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5小学校で開設 29校で実施（全小学校で実施）</td> </tr> </table> | 平成19年度 | モデル校6校による実施・検証、4月準備、6月事業開始 | 平成20年度 | 6小学校で開設 12校で実施 | 平成21年度 | 6小学校で開設 18校で実施 | 平成22年度 | 6小学校で開設 24校で実施 | 平成23年度 | 5小学校で開設 29校で実施（全小学校で実施） |
| 平成19年度 | モデル校6校による実施・検証、4月準備、6月事業開始  |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 平成20年度 | 6小学校で開設 12校で実施  |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 平成21年度 | 6小学校で開設 18校で実施  |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 平成22年度 | 6小学校で開設 24校で実施  |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |
| 平成23年度 | 5小学校で開設 29校で実施（全小学校で実施）   |        |                            |        |                |        |                |        |                |        |                         |

## 件名 放課後子どもひろば事業受付システムの開発について

|   |   |
|---|---|
| 保有課(担当課)                                  | 生涯学習振興課・福祉部子ども家庭課   |
| 登録業務の名称                                   | 放課後子どもひろば事業   |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲<br/>放課後子どもひろばに登録する児童</li> <li>2 記録項目<br/>学校名・学年・組・登録番号・氏名・入室時間・退出時間</li> <li>3 記録するコンピュータ<br/>放課後子どもひろばのパソコン</li> </ol>  |
| 新規開発・追加・変更の理由                             | <p>「放課後子どもひろば」は、平成19年度6月よりモデル事業を新宿区生涯学習財団に委託し実施している。安全管理のため入室・退室時間をエクセル等を用いて入力を行う方法では、作業時間がかかってしまい、児童の支援にかかる時間を割かなければならない。今後受付業務の正確性の向上及び従事スタッフの事務の軽減を図るため、受付システムにAccessを用いて処理の効率化を図る必要がある。</p>   |
| 新規開発・追加・変更の内容                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後子どもひろば参加児童の登録、変更、削除処理</li> <li>(2) 放課後子どもひろば参加児童の入室時間・退出時間の記録</li> <li>(3) 危機管理用退出時間一覧の出力(エクセルシート)</li> <li>(4) 利用実績の統計資料作成およびデータ出力(エクセルシート等)</li> </ol> </li> <li>2 開発ソフト<br/>Accessを使用し、新宿区生涯学習財団の職員が作成する。</li> </ol> |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策                    | <p>区側のセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</li> </ul> <p>生涯学習財団側のセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・USB等接続時のウィルス感染を防止するため、ウィルス対策ソフトを導入する。</li> <li>・操作者はパスワードにより資格を管理する。</li> <li>・財団法人新宿区生涯学習財団個人情報保護規程を遵守する。</li> </ul>   |
| 新規開発・追加・変更の時期                             | <p>審議会終了後開発を開始し、3月までに導入。<br/>平成20年4月1日以降開設校に導入。</p>   |

1. 重要な個人情報の提供等を伴う委託(第 14 条第1項)・・・事前報告
2. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第 14 条第1項)・・・事前報告
3. 個人情報の収集を伴う委託等(第 14 条第1項)・・・事前報告

件名 放課後子どもひろば事業運営委託について

| 区保有情報                       |   | 委託業者及び委託に伴う提供情報<br>および委託に伴い取り扱われる個人情報   |   |
|-----------------------------|---|---|---|
| 保有課(担当課)                    | 教育委員会生涯学習振興課<br>福祉部子ども家庭課   | 委託先   | 財団法人新宿区生涯学習財団<br>および富久小・戸山小学校内<br>学童クラブ受託業者   |
| 登録業務の名称                     | 放課後子どもひろば事業   |   |   |
| 情報はどのような<br>媒体に記録されて<br>いるか | 紙(参加申込書)  | 情報はどのような<br>媒体で提供するの<br>か、取扱わせるのか   | 紙(参加申込書)<br>電磁的媒体<br>(より必要項目をPCへ入力<br>し、利用時に入室・退室時間を<br>PCへ記録) 富久小は紙のみ  |
| 保有している情報<br>項目              | 放課後子どもひろば登録児童<br>の氏名・生年月日・性別・学校<br>名・学年・組・住所・電話番号・<br>保護者氏名・自宅外連絡先(氏<br>名・続柄・電話番号・勤務先等<br>名称)・略図・連絡事項   | 左欄の保有情報の<br>うち、業務委託に伴<br>い提供する項目又<br>は処理を依頼する<br>項目および委託に<br>伴い取り扱われる<br>個人情報 | 放課後子どもひろば登録児<br>童の氏名・生年月日・性別・学<br>校名・学年・組・住所・電話番<br>号・保護者氏名・自宅外連絡先<br>(氏名・続柄・電話番号・勤務先<br>等名称)・略図・連絡事項<br>学校名・学年・組・登録番<br>号・氏名・入室時間・退出時<br>間 |
| 委託の理由                       | <p>学校開放事業等地域との連携事業に実績のある財団法人新宿区生涯学習財団や学童クラブ受託業者に放課後子どもひろばの運営を委託することで、地域や学童クラブとの連携がとりやすく、効率的運営が可能となる。</p> <p>財団受託のモデル校にあってはエクセル等を用いて受付作業を行っているが、授業終了後受付が集中し、入力に時間がかかり、児童の支援にかかる時間をこの処理のために割かなければならない。このような状況を解消し、受付業務の正確性の向上及び従事スタッフの事務の軽減を図るため、受付システムに Access を用いて処理の効率化を図る必要がある。</p> |   |   |
| 委託内容                        | <p>放課後の学校施設を利用した放課後子どもひろばの運営<br/>(登録、受付、安全管理、緊急時の連絡、学び支援、遊び支援、学校・地域・行政との調整等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登録児童の登録・受付、入退室記録の作成等を行う</li> <li>2 参加人数等統計データの作成</li> </ol>   |   |   |
| 委託の開始時期及<br>び期限             | <p>審議会終了後、委託を行う。<br/>平成20年4月1日以降新規開設校についても委託を行う。</p>  |   |   |
| 委託にあたり区が<br>行う情報保護対策        | <p>契約書において、個人情報セキュリティ特記事項を添付し、情報保護の徹底を図る。また、廃棄時は区の責任で回収し、処分する。</p>  | 受託事業者としての<br>情報保護対策   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する</li> <li>2 提供された情報および個人情報を記録したPCは施錠できる金庫に保管する。</li> </ol>                   |

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

# 放課後子どもひろば入退室管理システム

アクセス自主開発

